# 第21期第11回 佐賀県内水面漁場管理委員会 議事概要

1 日 時 令和5年5月11日(木) 13時00分から

2 場 所 佐賀市城内1丁目1番59号 佐賀県庁新館10階 農林水産部内会議室(中央南)

3 出席者 佐賀県内水面漁場管理委員会

4 臨 席 者 海区漁業調整委員会事務局

局長 江口泰蔵

佐賀県農林水産部水産課漁業調整担当

係長寺田雅彦主事萩原千春

- 5 議題及び議決事項
  - (1) 福岡県内水面漁場計画の改正について(諮問) ⇒原案どおり承認された。
  - (2) 福岡県内水面漁場計画の改正に係る公聴会の開催について(協議) ⇒原案どおり承認された。
  - (3) 内水面における共同漁業の漁場計画(素案) について(協議) ⇒原案どおり承認された。
  - (4) コイヘルペスウイルス病に係る委員会指示について(協議)

- ⇒原案どおり承認された。
- (5) 令和5年度コイの義務放流免除について(協議) ⇒原案どおり承認された。
- (6)委員会指示の適用除外について(協議)
  - ⇒原案どおり承認された。
- (7) 佐賀県内水面漁場管理委員会が保有する個人情報の保護に関する規定について (報告)
  - ⇒事務局から報告が行われた。
- (8) その他
  - ⇒厳木川の禁漁区域について。
  - ⇒事務局から次回委員会の日程について説明が行われた。
- 6各議題の説明者及び質疑応答の概要
- (1) 説明者

議題1・3 寺田係長

議題2 江口事務局長

議題4・5・6・7 萩原主事

(2) 質疑応答

【議題(1)について】

(委員)変更は年度修正のみか。

⇒ (事務局) 年度修正と、漁業法が令和2年に変わったことにより、個別漁業権 又は団体漁業権の別が追記された。それ以外に変更点はない。

(委員) 今までは個別の漁協に免許されていたものが、合併したから団体漁業権となったのか。

⇒ (事務局) 簡単に言うと、団体漁業権は漁業協同組合に免許して、組合が漁業者に使わせるという免許であり、個別漁業権は民間業者や漁業協同組合が自ら漁業を行う免許。共同漁業権については、漁業協同組合に免許されるものであるので、団体漁業権となる。

(委員)漁場計画に記載の漁業については、団体漁業権を付与された漁協だけができるということか。個人で捕ってはいけないということか。

⇒ (事務局) 漁協に所属している漁業者は漁業ができる。漁業者は漁業権の権利自体は持っていないが、行使する資格を持っている。

#### 【議題(2)について】

質疑なし

### 【議題(3)(4)について】

(委員) コイヘルペスウイルスについて、佐賀県では 11 年ほど出ていない。義務 放流免除は行わなくてもよいのではないか。

⇒ (事務局)全国的にみると、昨年度は天然水域での発生報告はありませんが、 養殖池での発生がまだまだ続いている。水産庁としても研究をして知見を得たうえ で放流再開できるよう考えているということから、その状況を見ながらこちらも判 断していきたい。

#### 【議題(6)について】

(委員) この調査では、ムツゴロウの混獲に備え申請されているものであり、混 獲された場合も再放流するとのことから、ムツゴロウの採捕を目的とするもので はないという認識で間違いないか。

⇒ (事務局) 間違いない。

## 【議題(7)について】

質疑なし

#### 【その他について】

(委員)なぜ唐津市相知町牟田部古川の水位計測台から上流の山崎橋までを禁漁 区域としたのか。

⇒ (事務局) 今後調べさせていただく。